

# 五管区水路通報第26号

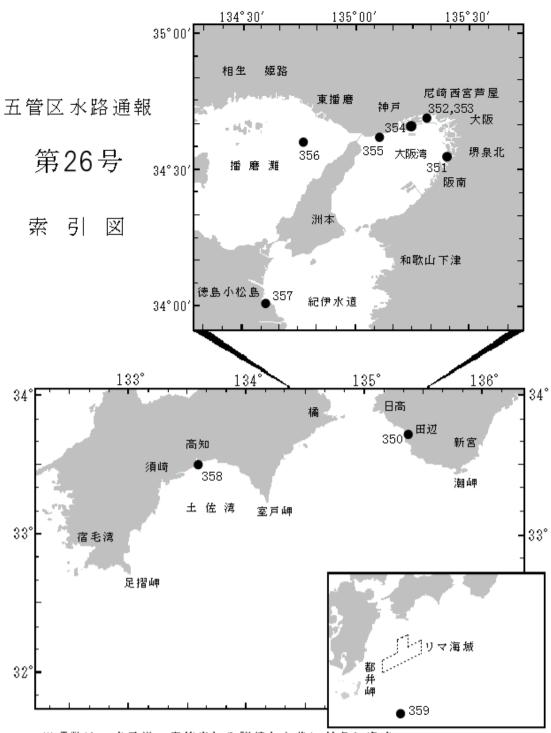
## 350 項-359 項

令和4年7月8日

※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第	350 項	本州南岸	田辺港、第1区	灯付浮標復旧
第	351 項	阪神港	堺泉北区、第7区	潜水作業
第	352 項	阪神港	尼崎西宮芦屋区及び神戸区	航泊禁止
第	353 項	阪神港	尼崎西宮芦屋区及び神戸区	飛行艇離着水
第	354 項	阪神港	神戸区、第2区	灯浮標について
第	355 項	阪神港	神戸区付近	魚礁存在
第	356 項	播磨灘		土砂投入作業等
第	357 項	徳島小松島港	小松島区、第3区	岸壁改修工事
第	358 項	四国南岸	高知港	防波堤延長
第	359 項	北太平洋北西部		ロケット打ち上げ実施

お知らせ
バーチャルAIS航路標識代行表示による桟橋先端の明示について



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

#### ※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1 第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL:078-391-6651(内線2515、2516) FAX:078-332-6307(自動受信)

五管区水路通報 バックナンバー	水路通報等の解 説	水路測量実施区 <u>域</u>	<u>小型船舶実技講</u> <u>習</u> ヨット等レース区域 (年間を通して実 施)	定置漁具の敷設 情報

#### ★4年350項 本州南岸 一 田辺港、第1区 灯付浮標復旧

五管区水路通報 4 年 24 号 337 項削除

文里港港口において、不存在となっていた海図図載の赤色灯付浮標が復旧された。

位置 33-42-51N 135-23-39E

海 図 W74(分図「文里港」)

出 所 田辺海上保安部



#### ★4年351項 阪神港 - 堺泉北区、第7区 潜水作業

コスモ石油原油桟付近において、海図図載の浮沈式オイルフェンスの点検に係る潜水作業が実施される。

期 間 令和4年7月29日、30日(予備日7月31日~8月4日)日出~日没

区 域 34-33-41N 135-24-22E 付近

備 考 国際信号旗「A」旗を掲揚

警戒船を配備

海 図 W1110(JP共)

出 所 阪神港長



#### ★4年352項 阪神港 ― 尼崎西宮芦屋区及び神戸区 航泊禁止

尼崎西宮芦屋区第2区及び神戸区第3区において、「第44回芦屋サマーカーニバルに伴う海上花火大会」が 実施されるため、一般船舶の航泊が禁止される。(当大会関係船舶及び官公庁用船舶を除く)

期 間 令和4年7月23日1930~2045

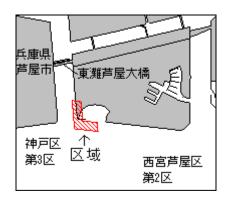
区 域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 34-42-29.5N 135-18-22.4E
- (2) 34-42-28. 9N 135-18-26. 7E
- (3) 34-42-21.3N 135-18-27.5E
- (4) 34–42–20. 7N 135–18–34. 6E
- (5) 34-42-17. 2N 135-18-34. 9E
- (6) 34-42-18. 2N 135-18-23. 6E
- 備 考 荒天等のため行事が中止された場合、航泊禁止は解除される 区域を示す灯付浮標及び標識灯を設置

警戒船を配備

海 図 W101A(JP共)

出 所 阪神港長



### ★4年353項 阪神港 - 尼崎西宮芦屋区及び神戸区 飛行艇離着水

西宮防波堤付近において、水陸両用救難飛行艇(長さ約33m、幅約33m)の離着水が実施される。

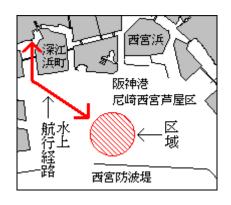
期 間 令和4年7月14日(予備日7月15日、16日)0900~日没

区 域 34-41-12N 135-19-14E を中心とする半径 750m の円内

備 考 付近海域には警戒船が配備され、飛行艇離着水時に警戒船より発煙筒が投入される場合がある 飛行艇は、離着水の前後に上記区域と新明和工業(34-43.0N 135-17.4E 概位)との間を航行する

海 図 W1107(JP共)-W101A(JP共)

出 所 阪神港長



#### ★4年354項 阪神港 - 神戸区、第2区 灯浮標について

五管区水路通報 4 年 2 号 21 項関連

神戸第四防波堤南端灯浮標(灯台表第1巻3660)(34-41.0N 135-13.5)は、一時撤去され、同日中に再設置される。

期間 令和4年7月19日~8月5日のうち1日

海 図 W101A(JP共)

出 所 五本部交通部、神戸海上保安部



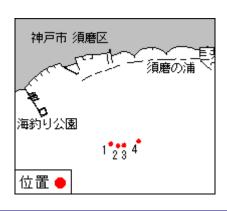
#### ★4年355項 阪神港 - 神戸区付近 魚礁存在

須磨の浦沖において、魚礁が存在する。

- 位 置 (1) 34-37-47.8N 135-06-57.0E (水深約 16.8m)
  - (2) 34-37-47. ON 135-07-01. 1E (水深約 18. Om)
  - (3) 34-37-47. 3N 135-07-04. 5E (水深約 15.8m)
  - (4) 34-37-49. 2N 135-07-12. 7E (水深約 16. 9m)

海 図 W101B (JP共)

出 所 五本部海洋情報部



#### ★4年356項 播磨灘 土砂投入作業等

鹿ノ瀬付近において、起重機船による土砂投入作業等が実施される。

期 間 令和4年7月11日~9月30日まで(予備日10月1日~3日)日出~日没

区 域 下記4地点で囲まれる区域

- (1) 34-36-12N 134-45-36E
- (2) 34-36-21N 134-46-14E
- (3) 34-35-50N 134-46-24E
- (4) 34-35-41N 134-45-46E

備 考 加古川河口(34-44N 134-48E)において浚渫された土砂を積替え運搬される 警戒船を配備

海 図 W131(JP共)-W1113

出 所 東播磨港長



#### ★4年357項 徳島小松島港 - 小松島区、第3区 岸壁改修工事

金磯岸壁及び付近において、潜水士・起重機船等による岸壁改修工事が実施されている。

期 間 令和4年8月31日まで(予備日含む)日出~日没

区 域 33-59-48N 134-36-52E 付近

備 考 警戒船を配備

国際信号旗「A」旗を掲揚



#### ★4年358項 四国南岸 一 高知港 防波堤延長

五管区水路通報 4 年 4 号 61 項関連

高知港において、南防波堤が一部完成している。

1. 防波堤延長

区 域 下記2地点を結ぶ線上付近(幅20m)

- (1) 33-29-55.8N 133-35-35.5E(岸線上)
- (2) 33-29-55. 5N 133-35-37. 7E
- 2. 消波ブロック設置

区 域 下記2地点を結ぶ線上付近(幅25m)

- (3) 33-29-54. 8N 133-35-37. 6E
- (4) 33-29-54. 9N 133-35-36. 3E

備 考 南防波堤の延長工事が継続して実施される

海 図 W110

出 所 五本部海洋情報部



#### ★4年359項 北太平洋北西部 ロケット打ち上げ実施

宇宙航空研究開発機構内之浦宇宙空間観測所(31-15-07N 131-04-45E)において、ロケット S-520-RD1 号機の打上げが実施される。

打上げ日時 令和4年7月23日(予備日7月24日~8月31日)0500~0530

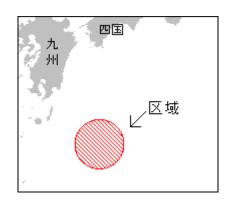
落 下 物 観測ロケット S-520-RD1 号機及び供試体

海面落下予想日時 令和 4 年 7 月 23 日 (予備日 7 月 24 日~8 月 31 日) 0500~0540

海面落下予想区域 29-34-39N 132-51-27E を中心とする半径 49 海里の円内

海 図 W210-W247-W1072

出 所 宇宙航空研究開発機構



#### 【お知らせ】 バーチャルAIS航路標識代行表示による桟橋先端の明示について



〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1 078-391-0064

※シンボルマークの例

#### バーチャルAIS航路標識代行表示による桟橋先端の明示について

航路標識法が改正(令和3年7月施行)され台風等の異常気象時における船 舶の事故防止対策の一環として、バーチャルAIS航路標識を一時的に表示する 制度が創設されました。施設管理者等から申出を受けて、海上保安庁が代行し て、**バーチャルAIS航路標識を一時的に表示**します。

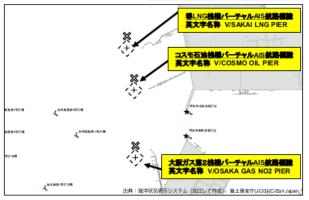
今般、施設管理者から事前申出を受けましたので、所有の桟橋先端を視覚的 に分かり易くするため、航海用レーダー等の画面上にシンボルマークを仮想表 示させるバーチャルAIS航路標識により明示します。

※シンボルマークが表示されるのは、<u>異常気象時等の間一時的であり、平時には表示されません</u>。 ※一時表示される事例 阪神港堺泉北区において、暴風(雪)警報が発表されるような現象発生があると判断された場合 等 ※海上保安庁による代行表示を行う場合は、手数料が発生します。

#### 阪神港堺泉北区周辺海域

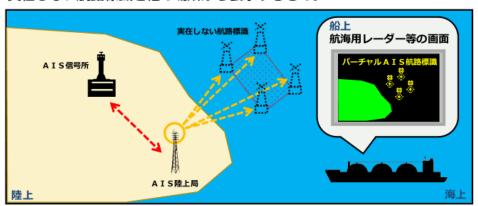


※桟橋の先端に各1点ずつ バーチャルAIS航路標識 が表示されます。



#### バーチャルAIS航路標識

実在しない航路標識を他の場所から表示するもの。



※AISを搭載していない船舶には、シンボルマークは表示されません また、表示されるシンボルマークは、船舶側のAISの機種によって異なる場合があります。